

入院時食事療養費

当院は入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士または栄養士によって栄養管理と健康管理を目的とした食事を適時(夕食については18時以降)適温で提供しています。

入院時の食事に係る標準負担額(1食につき)

70歳未満	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食につき)	
一般(下記のいずれにも該当しない者)	一般(下記のいずれにも該当しない者)	510円	
低所得者Ⅱ (住民税非課税)(注1)	低所得者Ⅱ(注2)	過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		過去1年間の入院期間が90日超	190円
	低所得者Ⅰ(注3)	110円	
低所得者Ⅱに該当しない 小児慢性特定疾病又は 指定難病患者	低所得者Ⅰ及びⅡに該当 しない指定難病患者	300円	

※食事療養標準負担額は、被保険者、被扶養者とも同額負担で、高額療養費の対象とはなりません。

注1：市町村民税の非課税者である被保険者と被扶養者、又は低所得者の適用を受けることにより生活保護を必要としない被保険者と被扶養者

注2：世帯全員が住民税非課税であって、『低所得者Ⅰ』以外のもの

注3：世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者
あるいは、老齢福祉年金受給権者

【食事療養費の自己負担額の例】

区分：『一般』に該当 2週間入院の場合(1日3食×14日間)

1日 1,530円(510円×3食)×14日=21,420円

ご不明な点がございましたら、1階受付窓口までお尋ねください。